

○国際競技に参加する外国人に対する許可の期間

(第 24 条第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 5 月 9 日

平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

令和 4 年 3 月 15 日 令和 6 年 7 月 14 日

審査基準

令和 6 年 7 月 14 日

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根拠条項	第 31 条第 2 項
処分の概要	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 31 条第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条(届出及び申請の手続)、第 30 条 (許可の期間の延長)
審査基準	当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標準処理期間	2 日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室